

我孫子市都市計画提案検討会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条の2第1項又は第2項の規定により都市計画の決定又は変更をすることの提案が行われた場合において、当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断するため、我孫子市都市計画提案検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、都市部長、都市部次長、都市計画課長及び次に掲げる職員のうちから都市部長が指名する者をもって構成する。

- (1) 道路課長
- (2) 交通課長
- (3) 下水道課長
- (4) 治水課長
- (5) 公園緑地課長
- (6) その他都市部長が必要と認める課等の長

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長1人を置き、会長には都市部長を、副会長には都市計画課長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を取りまとめ、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、会議に第2条に掲げる職員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。